

発議案第5号

坂田地区における特定再生資源屋外保管業の許可の申請に関する意見書
について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年12月19日

提出者 建設経済常任委員長 下田剣吾

君津市議会議長 小倉靖幸様

提案理由

本市坂田地区において計画されている特定再生資源屋外保管業の申請について、許可権者である県に対し、近隣住民からの反対の意見も考慮し、慎重な審査を求めるとともに、仮に当該申請が許可された場合には適切な監視を行うよう意見書を提出するもの。

坂田地区における特定再生資源屋外保管業の許可の申請に関する意見書（案）

現在、君津市坂田字三ノ輪作において計画されている特定再生資源屋外保管業の事業場は住宅地に近接しており、騒音、振動、油の流出など、住民の生活環境に大きな影響を与えることが危惧されるところである。

また、同事業場の一部及びその周辺は土砂災害特別警戒区域に指定されており、大雨や事業に伴う振動等により土砂が崩落することも懸念される。

これらのことから近隣住民は大きな不安を抱いており、事業者による住民説明会では事業計画に対して厳しい意見が多数出されたほか、事業場からほど近い君津台地区では1,000名以上から反対の署名が集まるなど、近隣の自治会は事業に反対する立場を取っている。

以上のことから、千葉県におかれでは当該事業に関し、下記事項について配慮いただくよう強く要望する。

記

1. 当該事業の事業場は市街地にあり、住宅に近接していることを鑑み、当該事業の許可申請については、確実に関係法令及び条例が遵守され、住民の生活環境が守られるよう、厳正な審査を行っていただくこと。
2. 仮に当該事業が許可された場合には、関係法令及び条例並びに事業者が作成した標準作業書の内容が遵守されるよう、市と連携して監視を行っていただくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

君津市議会

千葉県知事 あて